

I 第2期群馬県特別支援教育推進計画の 基本的な考え方

1 第2期群馬県特別支援教育推進計画策定の背景

平成19年4月の学校教育法の一部改正により、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換¹¹⁾が図られ、県教育委員会としては、特別支援教育の基本的な計画¹²⁾として、平成20年3月に「群馬県特別支援教育推進方針」を策定し、平成25年3月に本方針が終期を迎えたところで「群馬県特別支援教育推進計画（以下「第1期計画」という。）」を策定しました。

そして、我が国においては、平成26年1月の障害者権利条約¹³⁾の批准に先立ち、障害者基本法の改正¹⁴⁾をはじめ、障害者差別解消法¹⁵⁾の制定や障害者雇用促進法の改正¹⁶⁾など、障害に基づくあらゆる障害者への差別を禁止するための国内法の整備が進められ、障害者や群馬県を取り巻く状況は大きく変わってきています。

特に、障害者権利条約第24条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進み、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会が、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を示し、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとしました。

さらに、この報告等を踏まえて、平成25年9月、学校教育法施行令の一部が改正され、障害のある幼児児童生徒の就学先決定について、市町村教育委員会が、幼児児童生徒の障害の状態や教育的ニーズを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと変わりました。県教育委員会としては、上述の学校教育法施行令の改正以前から、市町村教育委員会における就学相談において、本人及び保護者との合意形成を図りながら、一人一人の障害の程度や状態等に即して適切な就学先を決定できるよう支援するとともに、特別支援学校、小学校、中学校、高等学校等において個に応じた指導・支援の充実をするなどして、特別支援教育の着実な推進を図ってきました。

平成28年5月には、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法が改正¹⁷⁾され、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児

童と共に教育を受けられるよう配慮」すること等が新たに規定されました。

群馬県では、このような国の状況を踏まえつつ、平成30年度から平成32年度までを期間とする計画「バリアフリーぐんま障害者プラン7（群馬県障害者計画・第5期群馬県障害福祉計画・第1期群馬県障害児福祉計画）¹⁸⁾」を平成29年度中に策定し、障害のある人のための施策の総合的な推進を図ることとしました。また、平成27年4月1日から施行した「群馬県手話言語条例¹⁹⁾」では、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関する理念や施策について必要な事項を推進してきました。

ほかにも、障害のある幼児児童生徒の安全確保やいじめ・虐待等への対応、特別支援学校における防災教育の推進、公職選挙法の改正を踏まえた主権者教育の推進、東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツや芸術文化への関心・意欲の高まりへの対応なども必要であると考えられます。

第2期群馬県特別支援教育推進計画（以下「第2期計画」という。）の策定以降も、引き続き社会状況の変化に的確に対応した教育を推進し、障害のある幼児児童生徒の生きる力を伸ばしていくことが求められています。

2 第1期計画における取組状況と主な成果

（1）第1期計画の取組状況と主な成果

平成25年3月に策定した第1期計画では、それぞれの学びの場における特別支援教育の充実を図ることを観点に、「Ⅱ 特別支援学校における教育の充実」、「Ⅲ 小中学校における特別支援教育の取組促進」、「Ⅳ 高等学校等における特別支援教育推進体制の整備」、幼稚園や保育所における特別支援教育の推進を含めた「Ⅴ 早期からの一貫した支援体制の整備」として整理しました。また、特別支援教育の充実に係る環境整備を観点に、「Ⅵ 専門性の高い人材の育成」、「Ⅶ 特別支援学校の配置及び整備」、「Ⅷ 特別支援教育の理解啓発」として整理しました。主な取組としては以下のとおりです。

ア それぞれの学びの場における特別支援教育の充実

（ア）小・中学校、高等学校等サポート事業の充実

各特別支援学校に専門アドバイザーを配置し、県内を中部、西部、北部、東部の4つのエリアに区分して各エリアに担当する専門アドバイザーを決め、小・中学校等の支援を行っています。また、高等特別支援学校にも専門アドバイ

ザーを配置して県内全高等学校等を支援しています。

	平成24年度	平成28年度
相談件数	4,632件	10,204件

(イ) 特別支援学校医療的ケア支援事業の充実

たんの吸引や経管による栄養の注入等の医療的ケアを必要とする障害の重い子どもたちが、安心・安全に学ぶことができる学習環境を保障するため、訪問看護事業や医師派遣事業を行っています。

	平成24年度	平成28年度
対象校数	4校	9校
対象者(A)	64人	76人
派遣看護師数(B)	11人	19人
看護師1人あたりの対象者 (割合A/B)	5.8人	4.0人

(ウ) 就労自立推進事業の充実

高等部生徒の一般就労を拡大するため、「就労支援員」の配置、就業体験の充実、高等部(高等特別支援学校を含む。)の職業教育の充実を図っています。

	平成24年度	平成28年度
就労支援員数	4人	5人
一般就労率 (県立特別支援学校高等部)	36.2%	37.1%

イ 特別支援教育を充実することに係る環境整備

(ア) 未設置地域において特別支援学校(小学部、中学部)3校を開校

富岡甘楽地域	県立富岡特別支援学校 (富岡市立富岡中学校南校舎)	平成25年度開校
藤岡多野地域	県立藤岡特別支援学校 (藤岡市立東中学校隣接地)	平成26年度開校
吾妻地域	県立吾妻特別支援学校 (中之条町立中之条小学校敷地内)	平成27年度開校

(イ) 市立特別支援学校3校を県立へ移管

県立伊勢崎特別支援学校(伊勢崎市立伊勢崎養護学校)	平成25年度移管
県立館林特別支援学校(館林市立養護学校)	
県立桐生特別支援学校(桐生市立特別支援学校)	平成29年度移管

(2) 第1期計画の評価

ア 推進計画に係るアンケート調査の結果

第1期計画で掲げた「施策の方向」(75項目)に係る目標の達成状況について、幼稚園長、校長、PTA会長、市町村教育委員会担当課長等の253名を対象(回収率79.1%)に調査しました(調査の結果については、巻末資料『群馬県特別支援教育推進計画』に係るアンケート調査の結果について)を参照。)。調査項目(75項目)の内訳は、①「特別支援学校における教育の充実」(12項目)、②「小中学校における特別支援教育の取組促進」(12項目)、③「高等学校等における特別支援教育推進体制の整備」(11項目)、④「早期からの一貫した支援体制の整備」(7項目)、⑤「専門性の高い人材の育成」(7項目)、⑥「特別支援学校の配置及び整備」(20項目)、⑦「特別支援教育の理解啓発」(6項目)です。

これらの調査項目(75項目)に対する施策の達成状況について、「達成・進展している」と回答した割合が平均で52.9%でした。

イ 第2期計画への反映

こうした結果から、第2期計画の策定に当たっては、第1期計画で掲げてきた項目(75項目)について、それぞれの意図を継承しつつ、状況の変化と現状の課題に対応するよう、それぞれの「施策の方向」(71項目)に反映することとしました。

3 計画の性格

(1) 第2期計画策定の必要性

ア 特別支援教育の更なる充実

第1期計画に基づく施策の展開により、特別支援学校の整備や、指導内容の充実など、県の特別支援教育は着実に進展・充実してきました。一方で、職業教育や特別支援学校のセンター的機能の充実、教員の専門性向上など、特別支援教育の更なる充実に向けた取組をより一層計画的に推進する必要があります。

イ 障害者を取り巻く社会状況の変化に対応した特別支援教育の推進

障害者権利条約の批准と関連する国内法の整備や、インクルーシブ教育システムに関する国の動向、障害者差別解消法の施行など、障害者を取り巻く環境は大きく変化しています。

ウ 計画策定の必要性

こうした中、第1期計画は、平成29年度をもって計画期間を終えますが、今後

も、状況の変化に適切に対応した特別支援教育を推進する必要があります。先述した状況に適切に対応し、特別支援教育の更なる充実を図るため、第1期計画に続く、第2期計画を策定し、障害のある幼児児童生徒の将来の自立と社会参加を見据えて、一人一人の能力と可能性を最大限伸長する特別支援教育を更に推進していきます。

(2) 策定の趣旨

本計画は、第1期計画の基本的な考え方を継承しつつ、さらに、社会状況の変化や新たな課題に適切に対応するため、全県的な視点から総合的に特別支援教育を展望し、これからの特別支援教育の推進に係る方向性と具体的な取組について示す基本的な計画として策定します。

なお、本計画は「第15次群馬県総合計画『はばたけ群馬プランⅡ』¹¹⁰⁾」(平成28年3月、群馬県)及び「第2期群馬県教育振興基本計画」¹¹¹⁾(平成26年3月、群馬県)、「群馬県の教育、文化、学術及びスポーツの振興に関する大綱」(平成28年3月、群馬県)¹¹²⁾を踏まえるとともに、「特別支援学校の整備に関する実施方針」¹¹³⁾(平成29年3月、群馬県教育委員会)を包含し、継承します。

(3) 計画の期間

平成30年度を初年度に、平成34年度末までの5年間とします。

なお、社会状況の変化や国の施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

(4) 策定の経緯

まず、これまでの第1期計画(平成25～29年度)に基づく諸施策の進捗状況を評価するために、平成29年6月、「群馬県特別支援教育推進計画に係るアンケート調査」を実施しました。また、第2期群馬県特別支援教育推進計画検討委員会¹¹⁴⁾(以下「検討委員会」という。)を設置し、第2期計画に係る検討を始めました。この検討委員会は、2回開催しました。

なお、検討委員会にはワーキンググループ¹¹⁵⁾を別に置き、検討事項に係る課題整理や第2期計画の素案作成等の会議を4回行いました。

平成29年12月には「県民意見提出制度による手続き(パブリックコメント)」を実施し、計画案を取りまとめました。そして、平成30年2月に開催した群馬県教育委員会会議において本計画を決定しました。

表 1

「会議の開催」

平成29年5月	第1回検討委員会	平成29年11月	ワーキンググループ会議④
7月	ワーキンググループ会議①	11月	第2回検討委員会
8月	ワーキンググループ会議②	12月	パブリックコメント
10月	ワーキンググループ会議③	平成30年2月	教育委員会会議

4 計画の理念及び基本目標

(1) 群馬県における特別支援教育の理念

第2期計画における特別支援教育の理念は、現行の第1期計画の理念を以下のとおり継承します。

特別支援教育を、障害のある幼児児童生徒（診断のあるなしにかかわらず。）に限らず、学習上、生活上に困難を抱えるすべての幼児児童生徒¹¹⁶⁾（以下「障害のある子ども等」という。）を対象に、県内すべての学校¹¹⁷⁾で、一人一人の多様性を尊重し、その可能性を最大限に伸ばす教育としてとらえます。

この考え方に基づいて特別支援教育を推進することは、障害のある子ども等への教育にとどまらず、すべての幼児児童生徒の教育の充実につながっていくものと考えます。

この理念の実現に当たっては、第1に、障害のある子ども等の自立・社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導・必要な支援を行っていきます。

第2に、一対一あるいは小集団による場面での指導・支援にとどまらない、学校における学習や生活のあらゆる場面で行う指導・支援を大切にしていきます。

第3に、子どもたちにとって分かりやすい授業を実施することや、安心・安全に生活できる環境を整備することを大事にしていきます。

こうした取組を通して、特別支援教育の充実を一層図りながら、特別支援教育の

理念が学校教育関係者をはじめとして県民全体に共有されるように努め、障害のあるなしにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の形成を目指します。

(2) 計画の基本目標

ア 基本構成

国は、「障害者の権利に関する条約」第24条のインクルーシブ教育システムの構築を目指した取組を進めており、改正障害者基本法では、「年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない（第16条第1項）」としています。そのためには、障害のある子ども等の学びの場を一層充実させる努力が欠かせません。例えば、義務教育段階における学びの場には、通常の学級、通級による指導¹¹⁸⁾、特別支援学級¹¹⁹⁾、特別支援学校¹²⁰⁾があります。障害のある子ども等の教育的ニーズに応え、その可能性を最大限に伸ばすため、それぞれの学びの場の充実を図っていく必要があります。

こうしたことを踏まえて、第2期計画においても、それぞれの学びの場における特別支援教育の充実を図ることを観点に、「Ⅱ 特別支援学校における教育の充実」、「Ⅲ 小・中学校における特別支援教育の取組促進」、「Ⅳ 高等学校等における特別支援教育の取組促進」、保育所、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における特別支援教育の推進を含めた「Ⅴ 就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備」として整理しました。また、特別支援教育を充実することに係る環境整備を観点に、「Ⅵ 専門性の高い人材の育成」、「Ⅶ 特別支援学校の配置及び整備」、「Ⅷ 特別支援教育の理解啓発」として整理しました。

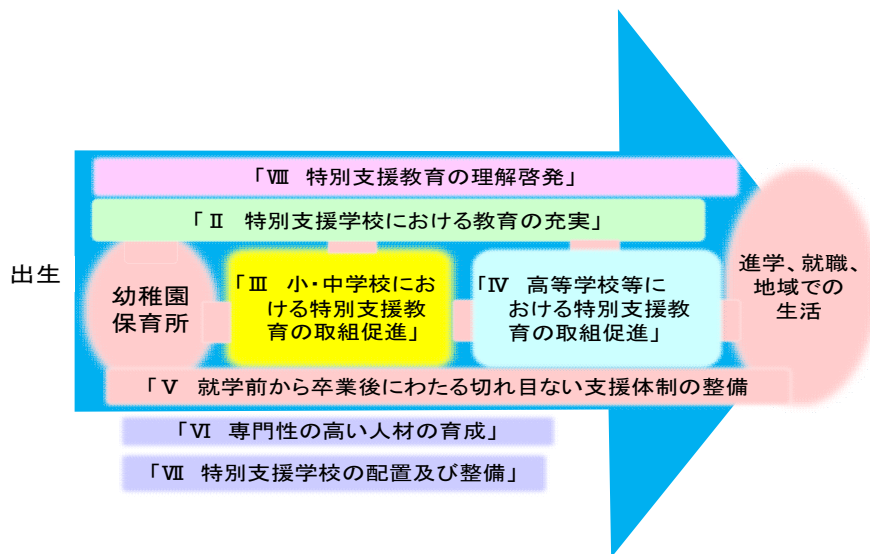


図 Ⅱ～Ⅷで示す各内容と各学校段階や各発達段階の関係

イ 基本目標

障害のある子ども等の教育的ニーズに応え、その可能性を最大限に伸ばすためには、多様な学びの場の充実を図るとともに、指導の連続性や支援の継続性を確保する取組が重要です。そこで、保育所、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）、小学校及び中学校（通常の学級、通級指導教室、特別支援学級を含む。）、高等学校（通級指導教室を含む。）等（以下「各学校」という。）及び特別支援学校のすべての教育活動を通じて、特別支援教育を推進する上で重要となる基本目標を、次のように定めました。

基本目標 1 多様な学びの場における充実した指導及び支援の実現

- 自立・社会参加に向けて、一人一人の多様な教育的ニーズや社会の変化に対応し、持てる力を最大限に伸ばせる教育環境の整備を推進していきます。
- 障害のある子ども等が、多様な教育的ニーズに応じた指導・支援を受けられるよう、個別の教育支援計画¹²¹⁾と個別の指導計画¹²²⁾を活用して一人一人の持てる力を高める授業を推進していきます。

基本目標 2 各学校に対する充実した支援の実現

- 地域の各学校に通う障害のある子ども等に対する教科指導、生徒指導や学級経営等について、特別支援学校の助言などによる支援をより一

層充実するとともに、各学校における校内支援体制を充実します。

- 各学校における充実した校内支援体制を確保する上では、園長、校長等のリーダーシップが欠かせないことから、管理職等への研修や学校経営についての相談体制を充実させるとともに、各学校を支援する教育委員会の指導主事¹²³⁾等を対象とした研修を行い、学校を支援する体制の充実を図っていきます。

基本目標3 発達段階や学校段階を通じた切れ目ない支援の実現

- 個別の教育支援計画の活用を通して、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関が連携して、障害のある子ども等に対する就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の構築を図っていきます。
- 早期からの教育相談や就労支援を行うなどの外部の専門家等の活用を図り、連携して、切れ目ない支援を行うための体制の充実を図っていきます。

基本目標4 すべての教員の特別支援教育に関する専門性向上の実現

- すべての教員が特別支援教育に関する一定の知識と技能を有することが求められていることから、研修による知識の習得と技能の向上を図っていきます。
- 専門性が高く、特別支援教育に対する意欲のある教員を確保し、障害のある子ども等の理解と必要な指導力の育成を図っていきます。

基本目標5 共に生き、共に学ぶ環境の実現

- 学校における交流及び共同学習¹²⁴⁾の充実を図り、障害のあるなしにかかわらず、共に触れ合い、共感し合うことを通して、すべての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指していきます。
- 共に生きる社会の実現を目指し、特別支援教育に対する理解啓発に努めていきます。

(3) 基本目標に係る目標値

基本目標	目標値		関連目標
1	○ 公立学校における障害のある子ども等への「個別の指導計画」の作成率 (作成校数/全校数*100)		2 ・ 5
	・ 幼稚園での作成率	H34年度 95% (H29年度90.3%)	
	・ 小学校での作成率	H34年度 100% (H29年度97.1%)	
	・ 中学校での作成率	H34年度 100% (H29年度96.9%)	
	・ 高校等での作成率	H34年度 80% (H29年度70.0%)	
2	○ 幼稚園等、小・中学校、高等学校等に対する特別支援教育に関する相談支援		3
	新規相談	H34年度5,000件 (H28年度3,414件)	
	継続相談	H34年度6,000件 (H28年度10,037件)	
3	○ 公立学校における障害のある子ども等への「個別の教育支援計画」の作成率 (作成校数/全校数*100)		2 ・ 4
	・ 幼稚園での作成率	H34年度 60% (H29年度51.4%)	
	・ 小学校での作成率	H34年度 100% (H29年度84.7%)	
	・ 中学校での作成率	H34年度 100% (H29年度83.4%)	
	・ 高校等での作成率	H34年度 55% (H29年度31.4%)	
	○ 高等部生徒の就業体験受入可能な企業開拓	H34年度 400箇所 (H28年度347箇所)	
	○ 高等部卒業生の一般就労率	H34年度 40% (H28年度35.9%)	
○ 一般就労を希望(10/1時点)する高等部3年生徒の一般就労率	H34年度 90% (H28年度82.7%)		
4	○ 公立学校における教員の特別支援教育研修受講率(過去1回でも受講した回数/全教職員)		1 ・ 5
5	○ 特別支援学校(小・中学部)児童生徒の中で居住地校交流を行う児童生徒の実施率		3
	・ 小学部児童の中で居住地校交流の実施率	H34年度 30% (H28年度25.8%)	
	・ 中学部生徒の中で居住地校交流の実施率	H34年度 15% (H28年度12.6%)	
	○ 公立高校等における特別支援学校との学校間交流の実施率(実施校数/全校数*100)	H34年度 40% (H28年度32.9%)	

※ 目標値については、事業の経年管理を行い、適時適切に見直しを行うものとします。

※ 相談支援については、新規相談の増加を促進する目標としました。継続相談については、1ケースに対して、ある一定回数の相談支援で成果を出し、当該学校へ支援を引き継いでいくことを目標としました。

5 計画の実施

特別支援教育の充実を図っていくためには、県及び各市町村が一体となって取り組んでいくことが大切です。

県教育委員会はこれまでも、国の動向を踏まえて、各市町村との適切な役割分担の下で、特別支援教育の充実を図っており、今後とも、以下の考え方で本計画を実施していきます。

(1) 教育委員会、学校の役割

ア 教育委員会の役割

(ア) 県教育委員会

県教育委員会は、本計画に基づき、すべての公立学校における特別支援教育を充実していきます。特別支援教育を推進するための体制整備としては、特別支援学校のみならず、各学校を含めたすべての教員の専門性の向上が必要であるほか、就学前から卒業後までを見据えて、保健、医療、福祉、労働等の各関係機関との連携が重要となります。さらには、障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会を実現するため、社会全体の理解促進をより一層図っていく必要があります。

こうした観点から、本計画に基づく取組を的確・迅速に進め、特別支援教育の更なる充実を図っていきます。

(イ) 各市町村教育委員会

市町村教育委員会は、本計画の趣旨や各施策の方向性を十分に踏まえ、各自治体における特別支援教育の充実・発展に努めていく役割を担っています。例えば、幼稚園等、小・中学校における発達障害等のある子ども等に特別な指導を行うために、適切な指導体制の確立や指導内容・方法の充実が必要となっています。

また、小・中学校の特別支援学級において、質の高い教育を実践していくためには、特別支援学級担任の専門性の向上が不可欠であり、特別支援教育担当指導主事等による学校への積極的な支援により、指導力の向上を図っていくことが求められます。

さらに、障害のある子ども等にとって、障害の状態等に即した最も適切な就学先を決定できるようにするためには、就学相談等の機能強化や保護者等への理解促進を更に推進する必要があります。加えて、小・中学校に就学した障害

のある児童生徒に適切な指導・支援を行うためには、合理的配慮¹²⁵⁾の適切な提供や、その基礎となる教育環境の充実を図ることが求められます。

こうした観点から、各市町村教育委員会においては、県教育委員会との連携の下、障害のある子ども等への支援体制の整備を図っていくことが望まれます。

イ 各学校の役割

(ア) 県立特別支援学校等

特別支援学校は、障害のある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を充実させることで、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加を実現していくため、校長を中心として、すべての教員が高い専門性を発揮できる指導体制を構築することが引き続き求められます。また、特別支援学校高等部における職業教育を一層充実させていくことや、複数の障害のある児童生徒への対応を充実させていくことが必要です。

特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンター的機能の発揮という重要な役割を担っています。すべての学びの場における教育を充実させていくためには、特別支援学校が蓄積した専門的な知識や技能を用いて、市町村教育委員会と連携しながら、地域の各学校における特別支援教育が充実していけるよう支援していくことが求められます。また、特別支援学校と小・中学校、高等学校等との間で、交流及び共同学習を充実させるなど、障害のある子どももいない子どもも共に学ぶ場を多く創出していくことも必要です。

(イ) 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校等

各学校は、障害のある子ども等が多数在籍している状況を踏まえて、障害に応じた適切な指導、必要な支援等の更なる充実を図ることが求められます。

個々の幼児児童生徒への指導・支援について、合理的配慮の適切な提供方法等と併せて、特別支援学校が担うセンター的機能を活用し、特別支援学校教員の助言・援助を受けつつ、自校の指導・支援の実践を重ねていくことが望まれます。

また、各学校と特別支援学校との学校間交流や、特別支援学級と通常の学級との間での児童生徒の交流をより深めていくとともに、保護者や地域の人々へ共生社会の形成に向けた理解促進を積極的に行っていくことが期待されます。

(2) 計画の実施

ア 時代の変化に対応できる柔軟な運用

特別支援教育の推進は、県内すべての子どもに対する教育の充実につながっていくとの考えから、県の果たすべき役割や施策の重要性が高まっています。

本県における特別支援教育の理念や基本目標を堅持しつつ、それらを実現するための施策や事業については、時代の変化に機敏に対応するため、不断の見直しを行いながら、柔軟に実施していく必要があります。

具体的には、関連する事業の見直しを含む進捗管理を行いながら、着実な実施を図っていきます。

イ 「群馬県特別支援教育総合推進事業運営会議」による検証と次年度以降への反映

毎年度、運営会議の開催により、基本目標に係る目標値の達成状況及び関係する主要事業の実績を検証していきます。

(ア) 専門部会による進捗管理

運営会議に専門の部会を設け、計画の進捗状況を取りまとめた結果について、専門性の高い意見交換を行うなどにより、評価・検証します。

(イ) 運営会議（全体会）による進捗管理

運営会議（全体会）により、計画全体の進捗状況を評価・検証するとともに、次年度以降の取組について取りまとめます。

(ウ) 結果の公表

県ホームページへの掲載などにより、検討の状況を広く県民に公表します。

ウ 理解啓発による実効性の向上

本計画の実効性を高めるためには、教育に携わる者一人一人が、特別支援教育の理念や本計画の基本目標など、本県が目指している基本的な考え方を理解し、対応していくことが基本になります。また、保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携も不可欠であり、こうした取組を推進する上では、支える県民の理解も欠かせません。

このため、共生社会の形成を目指し、今後も特別支援教育に対する理解啓発に努めながら、本計画の実施に当たっていきます。

【注釈】

- I 1) 平成19年4月の学校教育法の一部改正により、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られた。特別支援教育は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されることとなった。従来の盲・聾・養護学校は特別支援学校に一本化され、障害の重複化に伴い複数の障害種別に対応することが可能になるとともに、地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、専門的な知識や技能を生かして助言・援助を行うことが、新たに規定された。
- I 2) 県教育委員会は、県の基本的な計画として、平成5年3月に「特殊教育推進基本計画」、平成10年3月に「群馬県特殊教育教育整備計画」、平成15年3月に「群馬県特別支援教育推進計画」、平成20年3月に「群馬県特別支援教育推進方針」を策定してきた。そして、平成25年3月に「群馬県特別支援教育推進方針」が終期を迎えたところで、新たに、全県的な視点から総合的に特別支援教育を展望し、これからの特別支援教育の推進に係る方向性と具体的な取組について示す計画として「群馬県特別支援教育推進計画」を策定した。
- I 3) 平成19年9月、我が国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」に署名し、平成26年1月に批准した。同条約は、同年2月から国内において発効している。同条約第24条で、障害者の教育について規定されており、締結国は、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することなどとされている。また、権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要なとされる合理的配慮が提供されることなどが定められている。
- I 4) 平成23年8月には障害者基本法が改正され、障害者の教育については、第16条において、「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定された。
- I 5) 平成25年6月には、障害者基本法第4条第1項で規定されている「障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止」及び同条第2項「社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止」を具体化させるため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が成立し、平成28年4月から施行された。同法は、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する合理的配慮の提供が、行政機関等の法的義務と定められるなど、障害を理由とする差別解消を推進し、共生社会の実現に資することを目的としている。
- I 6) 障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業安定を図る法律。平成25年に、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずるために改正された。平成28年4月1日に施行(ただし、「法定雇用率の算定基礎の見直し」は平成30年4月1日)。

- I 7) 発達障害者の支援の一層の充実を図るため、平成28年5月に、発達障害者支援法が改正され、同年8月から施行された。この改正では、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、第8条において、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」することや、「個別的教育支援計画の作成」及び「個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進」等が新たに規定された。
- I 8) 「バリアフリーぐま障害者プラン7（群馬県障害者計画・第5期群馬県障害福祉計画・第1期群馬県障害児福祉計画）」（平成30年、群馬県）とは、平成30年度から平成32年度までを期間として、本県の障害者施策の基本的な考え方や方向性を明らかにするとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援の提供体制の確保等について定め、障害者施策の総合的な推進を図る計画のことである。乳幼児期から学齢期、成年期といったすべてのライフステージで、障害の特性に応じた、きめ細かい支援を実行するプランを目標としている。
- I 9) 「群馬県手話言語条例」とは、平成27年4月1日から施行した群馬県条例である。手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関する理念や施策の推進に必要な事項を定めたものである。第12条において、「学校における手話の普及」として、聴覚障害のある幼児、児童又は生徒（以下「ろう児等」という。）が通学する設置者に対して、「乳幼児期からの手話の教育環境の整備」「ろう児等及び保護者その保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援」「ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性向上に関する研修の充実」に努めることを規定している。
- また、本条例の趣旨に基づき、手話の普及と啓発を推進するため、平成28年度から平成31年度までの4年を計画期間とした「群馬県手話施策実施計画」を策定し、手話が、言語活動の文化的所産であることを理解し、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指すこととしている。
- I 10) 「第15次群馬県総合計画『はばたけ群馬プランⅡ』』とは、県政全体の目的・方向を示す基本方針（羅針盤）であり、組織や職員の意思決定・行動の指針としての役割を有しているものである。また、県政のビジョンを対外的に説明するツールであるとともに、市町村や県民との協力・連携の指針としての役割も有している。計画期間は、平成28年度から平成31年度。
- I 11) 「第2期群馬県教育振興基本計画」とは、教育基本法第17条第2項に基づき、群馬県が総合的かつ計画的に教育施策を推進するために策定した5年間の計画のこと。計画期間は、平成26年度から平成30年度としている。
- I 12) 「群馬県の教育、文化、学術及びスポーツの振興に関する大綱」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、群馬県の教育、文化、学術及びスポーツに関する施策の根本となる方針を定め、知事と教育委員会が方向性を共有し、一層密接に連携して総合的に施策を推進していくことを目的に、知事が策定するもの。計画期間は、平成28年度から平成31年度。
- I 13) 「特別支援学校の整備に関する実施方針」とは、群馬県教育委員会が、「群馬県特別支援教育推進計画」（平成25年3月）に基づく施策のうち、今後早急に取り組むべき特別支援学校高等部が未整備の地域への計画的な整備や複数の障害に対応した特別支援学校の拡充などを推進するために策定した実施方針のこと。

- I 14) 「群馬県特別支援教育推進計画検討委員会」とは、①第1期の特別支援教育推進計画に基づく特別支援教育の実施内容に係る評価、②第2期特別支援教育推進計画策定のための必要な事項及び計画案の作成、③その他必要な事項について検討するために、平成29年5月11日に設置した委員会のこと。委員会は委員及び幹事で構成し、委員は学識経験者、関係機関・団体の職員、学校関係者の計19名、幹事は関係部局の10名。
- I 15) 「ワーキンググループ」とは、第2期群馬県特別支援教育推進計画検討委員会で検討する諸事項を調査させるために置いた調査グループのこと。教育指導分野として、特別支援学校、幼稚園、小・中学校、高等学校の教頭、教諭や養護教諭、県教育委員会指導主事ら計43名が、6班に分かれて調査・検討等を行った。また、教育環境整備分野として、関係部局の計9名が検討等を行った。
- I 16) 「障害のある幼児児童生徒」とは、①従来の「特殊教育」の対象としてきた幼児児童生徒に加え、②通常の学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害のある幼児児童生徒のこと。
- ・「特殊教育」とは、障害の種類や程度に対応して教育の場を整備し、そこできめ細かな教育を効果的に行うという視点で展開されてきた教育のこと。障害の状態によって就学の猶予又は免除を受けることを余儀なくされた児童生徒が多くいる事態を重く受け止め、教育の機会を確保するため、障害の重い、あるいは障害の重複している児童生徒の教育に軸足を置いて条件整備を行ってきた。平成19年に、特別支援教育へと転換された。
 - ・「学習障害 (LD: Learning Disabilities)」とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態である。学習障害は、中枢神経系に何らかの機能障害に起因すると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない(平成25年10月、「教育支援資料」文部科学省)。
 - ・「注意欠陥多動性障害 (ADHD: Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)」とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされている。注意欠陥多動性障害は、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。一定程度の不注意、又は衝動性・多動性は、発達段階の途上においては、どの児童生徒においても現れ得るものである。しかし、注意欠陥多動性障害は、不注意、又は衝動性・多動性を示す状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指す。(平成25年10月、「教育支援資料」文部科学省)
 - ・「高機能自閉症 (High-Functioning Autism)」とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される(平成15年3月、「今後の特別支援教育の在り方について (最終報告)」参考資料より抜粋)。
 - ・「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう(「発達障害者支援法」第2条)。
 - ・ここで言う「自閉症 (Autistic Disorder)」とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害であり、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。(平成15年3月、「今後の特別支援教育の在り方について (最終報告)」文部科学省)
 - ・「アスペルガー症候群」とは、知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないものである。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。(文科省HP:「主な発達障害の定義について」)

なお、自閉症を含めた精神医学の診断基準である「DSM」(Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders「精神障害の診断と統計の手引」)の改訂版DSM-5(2013)で、自閉性障害、小児期崩壊性障害、アスペルガー障害、特定不能の広汎性発達障害の4つを「自閉スペクトラム症/自閉症スペクトラム障害」にまとめられた。

I 17) 「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のこと(学校教育法第1条)。「特別支援教育の推進について(通知)」(19文科初第125号、平成19年4月)を通して、これらの学校において特別支援教育を行うことが示された。

I 18) 「通級による指導」とは、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導のこと。在籍する学校の通級指導教室に通う場合を「自校通級」、在籍校以外の通級指導教室に通う場合を「他校通級」、通級による指導を担当する教員が児童生徒の在籍する学校に出向いて指導する指導形態を「巡回指導」と呼ぶ。

なお、通級による指導を担当する教員は、基本的には、対象とする障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができる。(参考「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について(通知)」17文科初第1178号、平成18年3月)

I 19) 「特別支援学級」とは、比較的軽度の障害のある児童生徒の教育のため、小・中学校に置かれる学級のこと。対象となる障害種としては、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由者、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害があり、それぞれの学級が設置されている。また、学校教育法では、「置くことができる」と規定されており、設置者である市町村に設置義務は課せられておらず、実際に設置されていない市町村もある。

I 20) 「特別支援学校」とは、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行う学校のこと。特別支援教育を進めていく上で、また、障害の重度・重複化に対応するため、それまで障害種別に設けられていた盲・聾・養護学校が、障害種別を超えた「特別支援学校」とされた。

学校教育法では、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立をはかるために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と規定している。また、同法では、「特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、幼児児童生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。」と規定している。

I 21) 国の「障害者基本計画」では、「障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画(個別の支援計画)を策定して効果的な支援を行う。」とされている。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを個別の教育支援計画という。「個別の教育支援計画」は、障害のある子ども等の一一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下、保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、一人一人について作成する計画のこと。特別支援学校では、既にすべての幼児児童生徒に作成が義務付けられている。平成29年3月に公示された新しい小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の総則では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導

を受ける児童生徒について個別の教育支援計画を全員作成することとし、通常の学級に在籍している通級による指導を受けていない障害のある児童生徒の指導に当たっては、個別の教育支援計画を作成して、活用に努めることとした。

I 22) 「個別の指導計画」とは、一人一人の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるもの。個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成する計画のこと。特別支援学校では、既にすべての幼児児童生徒に作成が義務付けられている。平成29年3月に公示された新しい小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の総則では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒について個別の指導計画を全員作成することとされ、通常の学級に在籍している通級による指導を受けていない障害のある児童生徒の指導に当たっては、個別の指導計画を作成して、活用に努めることとされた。

I 23) 「指導主事」とは、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する専門的教育職員のこと。県や市町村における教育課題の解決のために施策を企画する役割も担う。

I 24) 「交流及び共同学習」とは、①相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、②教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面を一体的にとらえ、障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動のこと。「居住地校交流」といわれる特別支援学校に在籍する児童生徒等が、居住する地域の小・中学校等において、在籍する児童生徒等と一緒に活動し、触れ合う形態、「学校間交流」といわれる特別支援学校と幼稚園等、小・中学校、高等学校等が、行事等を通じて相互に相手校を訪れ、学校全体、学年、学級等の単位で行う形態、あるいは、小・中学校の通常学級と特別支援学級との形態がある。また、「地域交流」といわれる地域の人々と特別支援学校又は小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒たちが触れ合う形態などもある。

障害のない子どもたちにとっては、人権を尊重し、共生社会の実現に寄与する人間の育成に係る学習の場となる。授業時間内に行う交流及び共同学習については、その活動場所がどこであっても、在籍校の授業として位置付けられる。教育課程上の位置付け、指導の目標などを明確にし、適切な評価を行うことが必要とされる。なお、実施することへの規定については、学習指導要領で示している。

I 25) 「合理的配慮」とは、障害のある人が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮をいう。典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられる。